

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成 28 年 6 月 14 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1 件
厚生年金保険関係	1 件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0 件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600001 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600020 号

第 1 結論

請求者の A 社 B 支店 (現在は C 社) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 30 年 4 月 1 日から同年 3 月 21 日に訂正し、同年 3 月の標準報酬月額を 1 万 4,000 円とすることが必要である。

昭和 30 年 3 月 21 日から同年 4 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 30 年 3 月 21 日から同年 4 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 23 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
② 昭和 30 年 3 月 21 日から同年 4 月 1 日まで

請求期間①については、A 社に昭和 23 年 5 月 1 日に入社したにもかかわらず、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、同年 6 月 1 日とされている。

また、請求期間②については、A 社本店から同社 B 支店に転勤した時期であるが、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間②について、A 社が請求者に対して交付した在籍証明書、社員名簿及び C 社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者名簿」により、請求者は、当該期間において、A 社に継続して勤務し (A 社から同社 B 支店に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、異動日については、前述の社員名簿及び被保険者名簿並びに A 社及び C 社の回答から判断すると、請求者の A 社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日である昭和 30 年 3 月 21 日とすることが妥当である。

また、請求期間②の標準報酬月額については、国が保管する A 社 B 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳 (以下「旧台帳」という。) における昭和 30 年 4 月 1 日の記録から 1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C 社は請求者に係る厚生年金保険料を社会保険事務所 (当時) に納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの

厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間①について、前述の在籍証明書及び社員名簿によると、請求者は昭和 23 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間において、A社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、請求者が自身と同日（昭和 23 年 5 月 1 日）にA社に入社したとする同僚についても国が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び旧台帳により、請求者と同日（昭和 23 年 6 月 1 日）に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、A社において、請求者と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した複数の同僚が、厚生年金保険の資格取得日より前に同社に入社したと回答していること、うち一人が請求者と同期入社であったと回答していること等から判断すると、請求期間①当時、同社では必ずしも採用と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、請求期間①について、A社は、当時の資料を保管しておらず、当該期間における請求者の厚生年金保険の加入状況及び給与からの厚生年金保険料の控除については不明である旨回答しており、請求者は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等を所持しておらず、ほかに、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。